


廃棄物・資源循環分野における近年の動向と社会的課題

1. SDGs について

平成 27 年（2015 年）9 月の国連総会において、経済・社会・環境の 3 つのバランスが取れた社会を目指すための「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」として掲げられ、持続可能な社会を実現するために達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットが示されている。我が国においても、平成 28 年（2016 年）12 月に「SDGs 実施指針」に策定して以降、SDGs 達成のための政府の主要な取組をまとめた「SDGs アクションプラン」を定期的に策定し、「SDGs と連動する Society5.0 の推進」、「SDGs を原動力とした地方創生」、「SDGs の担い手として次世代・女性のエンパワーメント」を三本柱として国を挙げて SDGs の実現に取り組んでいる。また、2030 年までに SDGs を達成するためには、取組のスピードを速め、規模を拡大していく必要があり、2020 年から「行動の 10 年（Decade of Action）」がスタートしている。

17 のゴールは、世界中で取り組むべき課題の解決を目指しており、達成に向けて、すべての人々が SDGs を理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められている。一見、環境との関わりが浅いゴールもあるが、すべてが相互に関係しており、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決することで持続可能な社会を目指すこととしている。

廃棄物・資源循環分野において特に関連が深いゴールである「目標 12. つくる責任 つかう責任」のターゲットは以下に示すとおりであり、市民・事業者・行政それぞれの主体的な行動、連携・協働による取組の推進が求められる。

ゴール		ターゲット（一部抜粋）
	持続可能な生産消費形態を確保する	<ul style="list-style-type: none"> □ 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 □ 2030 年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食糧の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食糧の損失を半減させる。 □ 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 □ 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう推奨する。 □ 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 □ 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

出典：我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（仮訳）

2. 国におけるごみ処理行政の動向について

近年、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）や災害対策基本法の一部改正によるごみ処理を巡る情勢が大きく変化していることに加え、食品ロスの削減の推進に関する法律の制定やプラスチック資源循環戦略の策定、プラスチック類の資源化の促進に係る法律案の閣議決定など、近年世界的にも課題となっている食品ロスの削減、海洋プラスチック問題を含むプラスチック資源の循環が求められている。上記課題の解決については、国、地方公共団体、事業者、消費者の多様な主体が連携し、情報収集、啓発活動等を通し、これまでの 3R 政策に加え新たな施策・取組を講じることにより更なるごみ減量が求められている。ここでは、国において近年策定・改定された各種指針・計画等の概要について整理した。

(1) 廃棄物処理法基本方針（平成 28 年（2016 年）1 月変更）

廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、環境大臣により「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「廃棄物処理法基本方針」という。）」が定められているが、「廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 27 年（2015 年）7 月公布）」を受け、平成 28 年（2016 年）1 月に変更された。

具体的には、前回変更（平成 22 年（2010 年））以降の東日本大震災の発生、「使用済小型子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）」の制定等によるリサイクル制度の更なる進展、「第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年（2013 年）5 月）」の策定等を踏まえ、非常災害時に関する事項及び廃棄物処理を取り巻く情勢変化への対応について追記・修正が行われた。

(2) 災害廃棄物対策指針（平成 30 年（2018 年）3 月改定）

東日本大震災で得た経験や知見を踏まえて、平成 26 年（2014 年）3 月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、その後発生した関東・東北豪雨災害や熊本地震等の教訓や明らかとなった課題を基にこれを平成 30（2018 年）年 3 月に改訂された。

新たな指針では、大規模災害発生時においても災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目指し、災害発生時の初動対応等の各段階において実施すべき事項が具体的に示されている。また、国、都道府県、市区町村、関係団体における平時の備えの充実も明記されており、体制整備や仮置場の確保、人材育成、災害協定の充実が求められている。

(3) 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年（2018 年）6 月）

「第三次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定後、各施策の進捗状況等について、中央環境審議会において毎年点検されるとともに、国内の 3R の進展状況、東日本大震災を契機とした社会の安全・安心に関する意識の高まり、国際協調の進展、人口減少・少子高齢化による地域の衰退への懸念等、近年の社会情勢に鑑み、平成 30 年（2018 年）6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定された。

当該計画では、新たな政策の柱として7本の柱で構成されている。7本の柱は、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」及び「循環分野における基盤整備」で構成されており、それぞれに将来像、取り組み及び指標が掲げられている。

当該計画全体の指標としては、リサイクル率の向上や最終処分量の削減等を掲げ、個別の柱における指標については、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」の柱で食品ロス削減に向けた「家庭系食品ロス量」が新たな数値目標として設定（令和12年度（2030年度）目標：平成14年度（2000年度）の半減）されており、地方公共団体、事業者等と協力して食品ロス削減に向けた国民運動を展開することが定められている。

(4) 廃棄物処理施設整備計画（平成30年（2018年）6月）

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、平成15年度（2003年度）から5年毎の計画期間とし、循環型社会形成への変革等の社会構造の変化を鑑み、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため定められたもの。

新計画では、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）を計画期間とし、従来から取り組んできた3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備について強調している。また、人口減少等、廃棄物処理をとりまく社会構造の変化に鑑み、廃棄物処理施設の適切な運営に必要なソフト面の施策についても強化していくことが記載されている。

(5) プラスチック資源循環戦略（令和元年（2019年）5月）

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R + Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するため、関係省庁の連名でプラスチック資源循環戦略が策定された。

当該戦略は(i)プラスチック資源循環、(ii)海洋プラスチック対策、(iii)国際展開、(iv)基盤整備の4つを重点戦略とし、本戦略の展開を通じて、国内でプラスチックを巡る資源・環境両面の課題を解決するとともに、我が国の技術・イノベーション、環境インフラを世界全体に広げ、地球規模の資源・廃棄物制約と海洋プラスチック問題解決に貢献し、資源循環関連産業の発展を通じた経済成長・雇用創出など、新たな成長の源泉とすることとされている。

マイルストーンとして設定している「2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制する」に寄与する取り組みとして、令和2年（2020年）7月からプラスチック製買い物袋（レジ袋）の有料化が義務付けられている。容器包装を用いる事業が小売業に属する事業者を対象としており、主たる業種が小売業ではない事業者（製造業、サービス業等）も、事業の一部として小売事業を行っている場合、その範囲において、当該制度に基づき容器包装の使用の合理化による排出の抑制の促進に取り組む必要がある。

(6) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案（令和 3 年（2021 年）3 月閣議決定）

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要がある。これを踏まえ、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般であらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組（3R+Renewable）を促進するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が閣議決定された。

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計、ワンウェイプラスチックの使用の合理化、プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等を基本方針とし、資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行を加速することが求められている。

なお、同法案については、2021 年 6 月の通常国会において成立したことから、2022 年度中に施行されることが予想される。

(7) 食品ロス削減推進法基本方針（令和 2 年（2020 年）3 月）

当該基本方針は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とし制定された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）に基づき、食品ロス削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるものである。

地方公共団体においては、日々の生活や事業活動の中での食品ロス削減に向けた行動を実践する消費者・事業者が増えるよう、それぞれの地域の特性を踏まえ「食品ロス削減推進計画」を策定し、教育及び学習の振興、普及啓発、食品関連事業者等の取組や未利用食品提供のための活動に対する支援、表彰、実態調査及び調査・研究の推進、情報の収集及び提供等の施策を推進することが求められている。

また消費者においては、食品ロスの状況とその影響や必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握すること及び日々の生活の中で自らができることを一人一人が考え、行動に移すことが求められている。

当該基本方針においては、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%とするとともに、家庭系・事業系ともに 2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減させることが数値目標として掲げられている。

3. 千葉県におけるごみ処理行政の動向について

千葉県では、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来、食品ロスの削減や廃プラスチック類の使用削減・再資源化の促進、地球温暖化対策の視点を踏まえた廃棄物エネルギーの利活用や災害廃棄物の処理、新型コロナウイルス感染症の影響などの新たな課題に対応していくため、令和3年（2021年）3月に「第10次千葉県廃棄物処理計画」を策定し、持続可能な循環型社会の構築や災害廃棄物の処理体制の強化を進めている。

また、東日本大震災や近年の災害における経験、廃棄物処理法や災害対策基本法の一部改正による非常災害時の特例制度の整備等、災害廃棄物処理に係る社会的な動向を踏まえ、千葉県廃棄物処理計画の非常災害時における廃棄物の適正処理に関する事項等を規定する計画として「千葉県災害廃棄物処理計画」を策定している。

(1) 第10次千葉県廃棄物処理計画（令和3年（2021年）3月）

当該計画は、上位計画である千葉県総合計画及び第三次千葉県環境基本計画を具体化する個別計画として策定され、多様化する課題への対応及び廃棄物の減量化や資源化等を促進するために、県の廃棄物の処理の現状と課題及び前計画における施策の進捗状況等を踏まえた上で、今後の基本方針と目標を明確にし、具体的な施策を示したものである。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条で規定する「都道府県食品ロス削減推進計画」としても位置付けられるとともに、千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画も盛り込まれている。

当該計画では、「みんなで作る『持続可能な循環型社会』の構築」、「多様化する新たな課題への対応」及び「県民の安全・安心の確保に向けた体制強化」の3つの基本方針のもとに、排出量削減、循環利用率増加等の目標値の他に、重点的に取り組むべき課題として、「食品ロスの削減の推進」、「プラスチック等資源の循環利用」、「PCB廃棄物の適正処理の推進」、「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化の推進」及び「災害廃棄物処理体制の強化」が設定されている。

(2) 千葉県災害廃棄物処理計画（平成30年（2018年）3月）

千葉県では、過去に東日本大震災での地震・津波被害や風水害などの大規模災害により大きな被害もたらされており、また、南関東地域では、首都直下地震が発生する確率が30年間で70パーセントと推定されるなど大きな被害が予想されている。今後発生が予測される大規模災害に備え、あらかじめ災害を想定し、災害廃棄物発生量等を示したうえで、災害廃棄物処理に関する県の基本的な考え方を明確にするために千葉県災害廃棄物処理計画が策定された。

当該計画では、災害発生時の混乱を最小限にとどめ、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な国、県、市町村、関係団体の各役割に加え、事前の備えとして人材育成を含む組織体制の構築や市町村における災害廃棄物対策の支援・助言、また発災後については「初動期」「応急対応期」「復旧・復興期」の各期間に応じた対応策が盛り込まれている。なお、市町村及び関係機関からの意見等を踏まえ、適宜当該計画の見直しを行うことで、実効性の確保に取り組むこととしている。

(3) 千葉県地球温暖化対策実行計画（平成 28 年（2016 年）9 月）

2015 年 12 月に国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択・発効された。千葉県では、この地球温暖化対策を巡る世界的な動きに合わせ県内でも地球温暖化対策を推進するため、千葉県地球温暖化対策実行計画～CO2CO2 スマートプラン～を策定している。当該計画では、地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として、また、千葉県総合計画及び千葉県環境基本計画に基づき策定する、県の地球温暖化対策を総合的に推進するための基本的な計画として位置付けられ、令和 12 年度（2030 年度）までを計画期間としている。

なお当該計画では、4 主体（家庭、事務所・店舗等、製造業、運輸貨物）について、温室効果ガス排出削減目標が設定され目標達成に向けた取り組みを記載している。また、再生可能エネルギー等の活用、省エネルギーの促進、温暖化対策に資する地域環境の整備・改善、循環型社会の構築を 4 つの基本的な方向性として推進、支援に取り組むとしている。

当該計画に関連する取り組みとして「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言（令和 3 年（2021 年）2 月）」が行われた。当該宣言では気候変動への危機意識を県民と共有し、「オール千葉」で脱炭素社会の実現を目指している。

4. 社会的課題について

(1) プラスチックごみ

プラスチック類や古紙類等はこれまでアジア諸国で資源化されていたものの、中国をはじめとした各国の輸入規制や「バーゼル条約」において令和3年（2021年）1月から汚れたプラスチック等が規制の対象に加わることでプラスチックごみの輸出管理が強化されることから、国内資源循環を推進していくことが必要であるとともに、徹底した分別排出による減量の推進を進めていくことが重要である。SDGsにも関連することとして、海洋プラスチックごみの問題については、開発途上国をはじめ海外諸国への国際協力とともに、G20各国と2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の策定・ビジョンの共有を図っているものの、2019年9月のSDGsサミットにおいて対応の遅れも指摘されていることから、国・地方公共団体・事業者・国民による重層的な取組の加速化が求められる。

(2) 食品ロス

我が国では食料の多くを輸入に依存しているにもかかわらず年間約600万トンもの食品ロスが廃棄されており、社会的課題・経済的課題の両面から注力していくべき事項として国内でも食育の推進、飲食店における「3010運動」の推進等、様々な取組が行われており、令和元年（2019年）10月より施行された食品ロス削減推進法の基本方針においては、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とするとともに、家庭系・事業系ともに2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることが数値目標として掲げられており、明確な目標をもって取組を進めていくことが求められている。

(3) 古紙

古紙類は、これまで中国をはじめとしたアジア諸国に輸出して資源化されてきたが、環境保護を目的に古紙の輸入規制が強化され品質基準の厳格化が進み、世界各国で余剰古紙が発生し古紙市場の需給バランスが崩れ古紙価格の下落も起きている。今後、古紙類の品質低下が起きると、回収古紙の行き場を失うこととなることから、引き続き、分別回収や異物混入防止策を徹底し、回収古紙の品質の維持・改善に一層努めていくことが求められる。

(4) 災害時の廃棄物対策（ごみ処理行政の安定的な継続・適正な災害廃棄物対応）

ここ数年で地震・風水害・土砂災害等が全国各地で多発し、一部では一時的に大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞し、被災地における生活環境保全上の支障が生じた事例もある。加えて、千葉県内においては「千葉県北西部直下地震」、首都圏では「首都直下地震」等の発生が懸念されており、大規模地震への備えも急務である。頻発化・激甚化する風水害をはじめ、千葉県北西部直下地震をはじめとした等の大規模地震等も含めた自然災害全般に対する備えを強化し、市民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止することが求められる。

(5) 新型コロナウイルス等の感染症による影響

新型コロナウイルスを含む感染症を想定した「新しい生活様式」が定着していくことで、市民・事業者のライフスタイル・事業活動もこれまでとは違うものとなり、排出されるごみの量・質にも大きな変化が生じることが想定される。

(6) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や再開事業による影響

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に事業活動の変革・転換が想定されるとともに、千葉駅（西口・東口）の市街地再開事業に伴い、事業者数の変動も見込まれる。

(7) カーボンニュートラル宣言

我が国は、現在年間で 12 億トンを超える温室効果ガスを排出しているが、2050 年までにこれを実質ゼロにする 2050 年カーボンニュートラル及び脱炭素社会の実現に向けて、日本全体で取り組んでいくことが宣言されている。

既に動き始めている取り組みとして、経済産業省を中心に関係省庁も連携して策定した「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の中で、廃棄物発電について、今後のごみ質の大きな変化（プラ割合の減少に伴う生ごみ割合の増加等）によって発熱量が小さくなり、発電効率の低下が懸念されることから、低質ごみ下での高効率エネルギー回収を確保するための技術開発を進めることなどが求められている。

(8) 廃棄物・資源循環分野での ICT 導入

環境省がまとめる「令和 3 年度環境省重点施策集」では、廃棄物・資源循環分野における ICT の活用を促進する施策がいくつか取り上げられている。

「デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創生実証事業」では、新型コロナウイルスにも対応した非接触型ごみ収集を最終目標とし、拠点一括集約回収ボックス方式等の実証を行うなど、収集運搬と中間処理を ICT の活用により連携させ、廃棄物エネルギーを効率的に回収するための実証事業が進められている。